

令和4年度 杉並区立杉並和泉学園 部活動に係る活動方針

杉並区立小中一貫教育校 杉並和泉学園 学園長 松浦 素明

学校における 部活動の方針	区教育委員会指針等に則り、本学園の生徒にとって望ましい教育環境（スポーツ環境及び文化的活動に関わる環境等）を構築するという観点に立ち、部活動が以下の7点を方針として、地域、学校、競技種目、文化活動等に応じた多様な形で最適に実施する。 【7つの方針】 ① 全部活動において、スポーツや文化等に親しむ活動を通し、本学園の教育活動を通して育みたい「Create・Communicate・Challenge」の3Cの力・精神を高める。 ② 全部活動において、生徒の自主性・自発性を大切に活動を行う。 ③ 全部活動において、学年の過度な序列や生徒間の暴力、教員の体罰等を確実に無くし、部員生徒が毎日の部活動を待ち望む活動を行う。 ④ 全部活動において、教育課程との関連を図り、各教科等への学習意欲や責任感、連帯感の涵養等を目指した活動を行う。 ⑤ 運動部活動において、生涯に渡り、心身の健康を保持・増進し、明るく豊かなスポーツライフを実現しようとする態度等を育む。 ⑥ 文化部活動において、文化、表現、研究、奉仕的活動等の楽しさを体験することを通して、それらの活動を愛好する心情や豊かな感性、情操等をはぐくむ。 ⑦ 学園全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
適切な休養日 等の設定方針	【休養日】 ① 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。【平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。） ② 長期休業中の休養日の設定については、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。 【活動時間】 ① 1日の活動時間は、朝の練習は自粛する。 ② 長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日（祝日等を含む）及び長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
設置されている 運動部名	サッカー部、女子ソフトテニス部、卓球部、男子硬式テニス部、バスケットボール部、バドミントン部、陸上部
設置されている 文化部名	英語部、合唱部、美術部、園芸・ボランティア部、レクリエーション部
事故の防止等 について	【新型コロナウイルス感染症の防止】 ● 杉並和泉学園ルールに基づき、感染防止、感染拡大防止策を徹底する。 【熱中症の防止】 ○ 熱中症事故の防止に向け、関係通知及び「熱中症予防運動指針」、環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施する。その際、中止を含め、活動量・活動内容・時間・場所等の変更について組織的に判断する。 ○ 運動部活動において、高温や多湿時に広域的な大会等で止むを得ない事情により、生徒が参加する場合は、運営側と熱中症対策について十分情報共有を行うとともに、参加生徒の選別、こまめな水分・塩分補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。 ○ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合は早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、迅速かつ適切な対応を徹底する。 【怪我等の防止】 ○ 全部活動において、生徒の安全等を第一に考えた活動を行う。事情があって顧問が活動に参加できない場合においては、事故対応を行うための体制を整えておく。怪我等があった場合は、119番通報を躊躇わずに行う。 ○ 大会等の参加においては、保護者等の協力を求め、対応体制等を整える。 【アレルギー事故の防止】 ○ 部活動顧問は部員生徒の食物アレルギー等の情報について、保護者、養護教諭と原因、対応方法等についての情報交換を行い、事故防止に努める。 ○ 食物アレルギーの有する生徒については、部員同士の昼食等の交換を行わないなどの自己管理を徹底する。

